愛知県教育委員会教育長　殿

２０１８年１１月１３日

教職員に実質的「休憩時間」を与えることを求める請願

住　所　[redacted]
氏　名　井上　　満[redacted]

１．請願趣旨

（１）労働基準法、県条例等に基づき、教職員にも「休憩時間」が付与されなければならない。教職員にも「休憩時間」は、付与されているものの、形式的に付与されているだけ、というのが実態である。例えば県教委事務局の職員のように休憩をとることができる小中学校現場の教職員など、皆無と言ってよい。

（２）多くの小中学校では、児童生徒の昼休憩時間に合わせて15分、放課後30分、計45分の「休憩時間」が、一応割り振られているが、多忙かつ児童生徒の在校等により、実質的に休憩を取ることが不可能な状態にある。つまり、労働基準法制定以来、違法状態が続いているのである。

（３）このような状況にあることは、学校現場から、指導主事等として県教委事務局・各教育事務所等に転勤する者も数多おり、県教委が認識していないはずはない。しかし、今日まで、任命権者である県教委が、この違法状態を改善しようとした形跡がない。放置してきたと言っても過言ではない。

よって、以下のように請願する。

２．請願項目

（１）各学校長が、所属教職員に明示した「休憩時間」が、実質的に「休憩時間」として利用できるように対処すること。

（２）違法状態が改善されるまでの間、休憩時間の労働に対して、相応の賃金を支払うこと。

以上

愛知県教育委員会
30.11.14
請願第２０号